

# 京都府立菟道高等学校 部活動に係る活動方針 について

京都府立菟道高等学校

## 1 部活動の目的

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を養うことを目的とする。

## 2 部活動の意義について

高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられ、また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されている。学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

## 3 本校の部活動の在り方について

本校においては、部活動の意義を踏まえながら、一人ひとりの生徒が、学習と両立できる、けじめある部活動の実践により、生徒の個性伸張と学校の活性化を目指し、高い目標を掲げて挑戦する、チャレンジ精神旺盛な生徒及び集団を育成するため、今後も積極的な部活動への加入、参加を生徒に求める。部活動を通じて、一人ひとりの生徒が、学級や学年の枠を超えた仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、社会に貢献できる人間力を育むとともに、本校の部活動が、生徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

## 4 練習時間・休養日の設定等について

### (1) 練習時間

- ・合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、原則、長くとも平日は3時間程度、土、日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。なお、「グラウンド・体育館等の施設割当」や「公式大会に向けた練習試合、リハーサル」等の状況によっては、必要に応じて土、日曜日及び祝日の午前・午後帯の連続した活動を認める。（※ただし、常態化は認めない。）
- ・長期休業中の練習については、土、日曜日及び祝日に実施する場合に準ずるが、教職員・生徒ともに十分な休養を取れるよう、ある程度長期のまとまった休養日を設けること。

### (2) 休養日

- ・休養日は、週当たり1日以上設定することとする。（グラウンド・体育館等の施設割当を考慮して各部で休養日を設定する。）
- ・月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努力する。

## 5 活動計画（年間・月間）等について 部活動は、「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、指導に当たる教職員（顧問）は、年間を通した適切な活動計画を作成する。

(1) 活動計画

- ・ 1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選する。
- ・ 活動計画の作成にあっては、指導に当たる教職員（顧問）は主体となる生徒との意見交換、協議を行うこと。その上で、活動方針や目的、目標を明確にし、長・中・短期的目標を立案、練習や試合、発表会、イベント等を含めた、年間・月間の活動計画を作成する。
- ・ 活動計画の内容や変更については、できる限り、該当生徒や保護者に対して書面等で事前に示すこと。

(2) 宿泊を伴う合宿・遠征試合等については別に規定を定める。